

県民の生活環境の保全及び不幸な猫を減らす施策を実施するために、和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正を考えています。

条例の一部改正案(骨子)

飼い猫の所有者等の遵守事項【新設】

※飼い猫とは、所有者のある猫

- 名札等による所有者の明示を所有する猫(生後90日以内の飼い猫を除く。)に施すこと。
- 猫の健康や安全、並びに環境の保全の観点から、飼い猫の屋内飼養(外に出さず室内で飼うこと)に努めること。
- 屋内飼養でない場合は、不妊去勢手術等の繁殖防止措置を施すように努めること。
- 他人の土地等にした猫のふんを適正に処理すること。
- 猫により周辺的生活環境を損なう事態を生じさせないようにすること。
- 上記以外に、動物の所有者の遵守事項も加わります。



地域猫対策の定義【追加】

所有者のいない猫に不妊去勢手術を施すとともに、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理を行うことを言う。

県は、周辺的生活環境及び猫の引取り数の削減に配慮した地域猫対策その他の愛護及び管理に関する活動の支援又は調整を行うものとする。

地域猫対策を行う者の遵守事項【新設】

- 事前に地域猫対策を行うことの届出をすること。
- あらかじめ、地域周辺の住民に理解を得られるよう実施内容を十分に説明するよう努めること。
- 不妊去勢手術を速やかに施すこと。
実施済であることが判るように猫に処置を施すこと。
- エサを与える場所や猫のトイレの設置場所の使用について、場所の所有者等から必要な許可を得ること。
- 置きエサを行わず、時間を定めて与えること。
エサの残さも片付けること。
- 猫のトイレを設置し、排せつ物を片付けること。
- エサを与える場所や猫のトイレの周辺の清掃に努めること。

